ホ～ト　（略）	ホ～ト　（略）
第二　令第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。	第二　令第百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。	二　次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。	ロ　熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　熱感知器は、次に定めるものであること。	(2)　熱感知器は、次に定めるものであること。
(i)・(ii)　（略）	(i)・(ii)　（略）
(iii)　(i)・(ii)に定めるもの以外のものであること。	（新設）
(3)　熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。	(3)　熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。
(i)・(ii)　（略）	(i)・(ii)　（略）
(4)　（略）	（新設）
ハ　（略）	(4)　（略）
	ハ　（略）
附　則	
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。	

○国土交通省告示第五百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道45号改築工事（上北天間林道路及び天間林道路・青森県上北郡七戸町字良地内から同町字後平地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用排水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県上北郡七戸町字良、字舟場向川久保、字猪ノ鼻、字卒古沢及び字後平地内

２　使用の部分　青森県上北郡七戸町字舟場向川久保、字猪ノ鼻、字卒古沢及び字後平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道45号改築工事（上北天間林道路及び天間林道路）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、青森県上北郡東北町大字大浦字南家裏地内の上北インターチェンジから七戸町字後平地内の天間林⑵インターチェンジ（仮称）までの延長16.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用排水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（上北天間林道路及び天間林道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路及び農業用排水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道45号（以下「本路線」という。）は、宮城県仙台市を起点とし、青森県青森市に至る延長約587kmの主要幹線道路であり、青森市、八戸市、十和田市といった青森県内の主要都市を連絡する唯一の主要幹線道路であることから、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

本路線が通過する十和田市や上北郡七戸町は農業が盛んであり、にんにく、ながいも等の農産品は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、十和田市大字洞内字杉ノ沢地内で18,178台／日であり、混雑度は1.34となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。